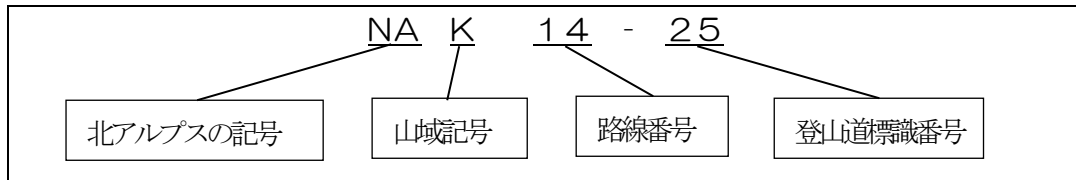


中部山岳国立公園登山道標識ナンバリング要領

「中部山岳国立公園登山道標識統一デザイン基準」 5. 6) ナンバリングにおける登山道標識の固有番号の振り方を次のとおり定める。

1. 登山道標識固有番号の基本構成

登山道標識固有番号は以下の構成を基本とする。



2. 北アルプスの記号

中部山岳国立公園及びその周辺の登山対象となる山域を総称して「北アルプス」と呼ぶこととし、その記号を「NA」とする。

3. 山域とその記号

下表のとおり北アルプスを7の山域に分割しアルファベットで記号を割り振る。
 なお、4. で述べるように路線番号には地域性が無いことから、地域を目安として山域を補助的に設ける。4. の路線が山域をまたがってもよい。

山域記号	山域名	おおよその範囲
H	白馬・朝日	白馬岳以北（新潟県、富山県朝日町、長野県小谷村の地域）
U	後立山	白馬岳から七倉岳に至る稜線及び長野県の範囲、富山県側の祖母谷温泉より上部及び針ノ木谷
T	立山・黒部	立山、劔岳をはじめとする富山県の区域のうち、薬師岳・平の小屋以北、黒部川流域の祖母谷温泉より西側
K	黒部源流・裏銀座	薬師岳・平の渡し・七倉岳以南から三俣蓮華岳まで
Y	槍穂高・焼岳・笠ヶ岳	槍ヶ岳から安房峠、上高地左岸歩道より穂高側、及び三俣蓮華岳以南の笠ヶ岳を含む岐阜県側
J	常念・蝶・表銀座	唐沢岳から大天井岳を経て水俣乗越及び霞沢岳まで
N	乗鞍	安房峠以南の乗鞍岳全域

4. 路線の番号

1) 「路線」は、中部山岳国立公園計画の利用施設計画に定められている道路(歩道)にあつては、その計画路線区間を基に、登山道の利用動態及び事業執行の状況、直近の整備計画等を考慮し、延長、分割、連結等して定める。基本的には登山口と山頂を結ぶものを中心に構成する。

特に、長距離の縦走路等、近年の利用動態に合わないものは、その計画路線の区間にこだわらずに、近年の利用動態等を見ながら分割、連結等するなど柔軟に構成する。短い区間で一つの路線としがたい区間(枝線や複線も含む)は、関係の深い路線に含ませるものとする。実態として現道が無いものや荒れているものは路線設定をせず、整備にあたって設定する。

2) 公園計画が定められていない登山道は、登山道の管理者、利用の状況、直近の整備計画等を考慮し、今後の公園計画追加を前提に、登山道の利用動態及び管理状況、直近の整備計画等を考慮し、1)に準拠して路線を定める。

3) 路線は、必要に応じて3.の山城をまたいでもよい。

4) 路線番号は、中部山岳国立公園全体で通し番号とする。1)に該当するものの路線番号は、基本的に公園計画の番号とし、分割する場合は空き番号を順次当てるものとする。1ケタの番号は頭に0をつけて01等と2ケタで表記する。

また、2)に該当するものの路線番号は、公園計画の空き番号を順次当てるものとする。番号は極力2ケタとする。

5) 路線に、一般に広く認知されている名称がある場合は、補助的にその名称を日本語で表記することも可とする。(名称とは言っても、公園事業名は既に広く用いられている場合を除き用いない。)

例)

NAK14-16
(〇〇尾根-16)

5. 登山道標識の番号

1) 原則として、登山口等から山頂方面等に向かって1番から通し番号を振る。また、これに当たらない路線や区間にあつては、接続する路線との関係性や利用実態等を考慮して起点から終点の方向を定めただうえで、起点から終点に向けて通し番号を振るものとする。

2) 番号は連番とする。ただし、近い将来登山道標識を設置する予定や必要がある場合は、あらかじめ標識配置計画を検討し、計画的に番号を確保して標識設置までの間、欠番とすることも可とする。

3) 予定外の登山道標識新設等によって、新たな番号が必要な場合は、枝番を振ることも可とする。

例)

NAK14-12-2

6. その他

1) 登山道が合流する、登山道が県境や山城を出入りする等、一部の区間について

て路線や山域を重複して設定することが合理的な場合は、異なる登山道標識固有番号を同一の標識に複数重複して付けることができるものとする。

NAK10-9
NAG08-13

- 2) 路線と路線番号及び登山道標識の番号は、長野自然環境事務所が決定する。また、事業執行者及びその他当該登山道の整備を行おうとする者もしくは標識整備ないしナンバリングを行おうとする者は、路線及び標識番号の決定等について長野自然環境事務所に申し出ることができる。長野自然環境事務所は申し出を受け、本要領に照らして適正か確認し、路線及び標識番号等を決定する。申し出た者は、長野自然環境事務所の決定を受け、ナンバリングを実施することが出来る。なお、路線と路線番号については、長野自然環境事務所があらかじめ決定しておくこともできる。
- 3) 登山道標識の固有番号とその位置情報（緯度・経度）は、長野自然環境事務所において集約して台帳化し、インターネットで公開するとともに、各県警など遭難対策関係機関に連絡する。
- 4) 公開した登山道標識の固有番号とその位置情報（緯度・経度）は、各種の登山地図や書籍、資料（インターネットを活用したものも含む。）等における2次利用を妨げない。2次利用における許可等も不要とするが、利用する場合は長野自然環境事務所に連絡することが望ましい。
- 5) 路線によってはその一部が、中部山岳国立公園区域の外に出るものもある。この場合、公園区域の外側の区間であっても、ナンバリングに関しては公園内と一体的に行うものとする。
また、全く公園区域外の路線であっても、地域的に一体、かつ、管理者が明確であるものについては、その管理者の責任において、本要領の体系の中でナンバリングすることも可とする（この場合、長野自然環境事務所の了解を得るものとし、前項の集約、公開、連絡は長野自然環境事務所が行う。）。
- 6) ナンバリングを進めるに当たっては、計画性を持って推進し、予算の確保に努めるものとし、また、あらかじめ行政機関、山小屋、遭難対策協議会等の関係者と調整を図るよう努める。

附則

この要領は、平成30年3月1日より施行する。